

令和 6 年 10 月 15 日

行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を追加策定する。

1 計画期間 令和 5 年 12 月 1 日から令和 10 年 11 月 31 日までの 5 年間

2 内容 _

目標 1 男性の育児休業取得を促進するための措置の実施

<対策>

- ・令和 5 年 12 月～ 制度に関するパンフレットを配布やポスター掲示等、周知を図る。

目標 2 産前産後休業や育児休業、各種給付金、産休育休中の社会保険料の免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- ・令和 5 年 12 月 法に基づく諸制度の調査 _
- ・令和 6 年 2 月 制度に関するパンフレットを職員に配布し、周知を図る。 _
- ・令和 6 年 5 月 スタッフに周知を図る。 _
- ・令和 6 年 12 月～ スタッフに再度周知を図る _

目標 3 将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを全社員に配布し、制度の周知を図る。

<対策>

- ・令和 6 年 11 月～ 社員へのアンケート調査、検討開始
- ・令和 7 年 3 月～ 制度に関するパンフレットの配布、有期契約労働者や管理職を対象とした研修および社内報などによる全社員への周知
- ・令和 7 年 10 月～ 社員に再度周知